

## 「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の 検討・実施手引き」の改定について

### 1. 改定の背景と概要

政府は、令和2年（2020年）10月に「2050年カーボンニュートラル」の実現を目指すことを明らかにし、その実現に向け、風力発電施設も含めた再生可能エネルギーの導入促進に取り組んでいます。令和4年（2022年）4月には地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）が施行され、地域脱炭素化促進事業に関する制度の運用が開始されており、これにより、地域における合意形成を図りつつ、環境への適正な配慮がなされ、地域に貢献する再生可能エネルギー事業を推進していくこととしています。また、令和3年（2021年）10月には、環境影響評価（環境アセスメント）を義務付ける風力発電施設の規模要件が引き上げられています。

一方、再生可能エネルギーを最大限導入するには、地域と共生する形での適地の確保に取り組むことが必要であり、風力発電施設におけるバードストライク対策は生物多様性保全上の観点から重要な課題の1つとなっています。

環境省では、平成28年（2016年）に海ワシ類（オジロワシ及びオオワシ）のバードストライク対策のため、「海ワシ類の風力発電施設バードストライク防止策の検討・実施手引き」を作成していました。この手引き作成から6年が経過し、様々な知見が蓄積されてきたこと、設置数が増加している小型風力発電施設でのバードストライクが確認されはじめていること、海ワシ類の生息する北海道等において、今後も風力発電施設の立地が進むことが想定されることなど、手引きの作成当時からは状況が変化してきています。今後、円滑に風力発電施設の設置を促進するためにも、より効果的なバードストライク対策を明らかにしていくことが必要です。また、バードストライク対策を進めるためには、計画段階での配慮、事業者による事後調査や行政機関による様々な情報の収集・提供等の連携が重要であることから、現行手引きを改定します。

### 2. 手引きの主な改定ポイント

海ワシ類の採餌行動、生態的特性や集結地などの観点から、風力発電施設を設置する際の立地検討において配慮すべき事項の可視化、事後調査の手法など、事業者や地方公共団体の担当者がより具体的なイメージがしやすいよう以下のポイントを改定しました。

#### （1）バードストライクの発生メカニズムの再整理

海ワシ類の集結地となる餌場での行動など海ワシ類の生態や、行動特性等を加味したバードストライクの発生要因を再整理しました。

#### （2）バードストライクが起りやすい地形の類型化・模式化

設置計画の早い段階で設置場所の配慮ができるよう、バードストライクが発生しやすい地形を類型で区分し模式化しました。

### **(3) 営巣地等からの離隔距離の明記**

営巣地を中心とした行動圏への配慮としてバードストライク防止と繁殖阻害の低減の2つの観点から離隔距離を明記。営巣中心域内（目安1 km）での配置を原則避け、高利用域内（目安2 km）は有識者の意見を踏まえ慎重に検討すること等を提示しました。

### **(4) センシティブティマップの活用を記載**

鳥類への影響のリスクが高い区域をあらかじめ把握することが可能なセンシティブティマップ（陸域版：平成29（2017）年度、海域版：令和元（2019）年度に公開）の活用について提示しました。

### **(5) 事後調査の方法**

バードストライクの実態を把握する死骸調査の具体的な頻度等について記載し、さらに、稼働後に繁殖状況や行動圏調査を行い、順応的な対策を行う必要があることを提示しました。